

流域治水協議会等への住民参加について

<基本的考え方と方向性>

- 流域治水対策は、地域住民の命と暮らしを守るためのものであり、地域住民の意見、参加により、対策を進めて行きます。
- 流域治水協議会において「住民参加」を議題として取り扱い、
具体的な参加方法を議論していきます。
- 当面は、流域治水に対する理解促進が必要であり、
既存の講習会（マイタイムラインの講習会等）、地域防災訓練、協同巡視、見学会等の
既存のイベントを実施し、流域治水への理解を深めてもらうとともに、
その中での意見交換の実施等をもって、住民参加の取組として扱っていきます。
※ 今後は、幅広く傍聴可能なシンポジウム等を開催することも有効と考えます。

～留意点～

- 住民等を協議会本体等の構成員やオブザーバーとして位置づけることを強制するものではありません。
- 流域治水協議会は任意の協議会であるため、イベント等については、全て協議会に付属するものとして扱っても構いません。
※ 出張所レベルで実施している取組や環境分野で実施している取組なども活用・連携として扱いも可

～進め方イメージ～

